## 福井大学大学院学則(案)

平成16年4月1日 福大学則第2号

#### 目 次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 組織(第4条-第8条)
- 第3章 自己評価等(第9条)
- 第4章 学年,学期及び休業日(第10条)
- 第5章 標準修業年限及び在学期間(第11条-第12条)
- 第6章 入学,再入学,転入学,留学,転専攻,休学,転学,退学及び除籍(第13条-第28条)
- 第7章 教育課程 (第29条-第35条の2)
- 第8章 課程の修了及び学位の授与(第36条-第39条)
- 第9章 教育職員免許(第40条)
- 第10章 検定料,入学料,授業料及び寄宿料(第41条-第42条)
- 第11章 賞罰 (第43条)
- 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別の課程(第44条-第46条)
- 第13章 外国人留学生(第47条)
- 第14章 雑則(第48条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、福井大学学則(平成16年福大学則第1号)第3条第3項の規定により、福井大学大学院(以下「本学大学院」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(修士課程及び博士課程)

- 第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。
- 2 博士課程(医学を履修する博士課程を除く。)は、前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な 業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

- 第3条の2 本学大学院に、専門職学位課程を置く。
- 2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと を目的とする。

第2章 組織

(研究科)

- 第4条 本学大学院に置く研究科及び専攻は、別表1のとおりとし、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学 園大学連合教職開発研究科を教職大学院と称する。
- 2 本学大学院の収容定員は、別表2のとおりとする。
- 3 各研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学長が別に定める。
- 4 学長は、前項により目的を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 5 この学則に定めるもののほか、各研究科に関し必要な事項は、別に定める。

(教職大学院)

第5条 教職大学院の教育研究は、福井大学(以下「本学」という。)、奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の協力により実施するものとする。

(大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科における教育研究の実施)

第6条 大阪大学大学院に置かれる大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達 学研究科の教育研究の実施に当たっては、大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び本学が協力するものとする。

(大学院の教育を担当する教員)

- 第7条 本学大学院(教職大学院を除く。)の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)及び専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)に定める資格を有する本学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。
- 2 教職大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、専門職大学院設置基準に定める資格を有する本学、 奈良女子大学及び岐阜聖徳学園大学の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。
- 第8条 削除

第3章 自己評価等

(自己評価等)

- 第9条 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学年,学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年及び学期については、本学学則第24条及び第25条の規定を準用する。

(休業日)

- 第10条の2 休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日
  - (2) 土曜日(ただし,国際地域マネジメント研究科を除く。)
  - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (4) 春季休業
  - (5) 夏季休業

- (6) 冬季休業
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第5章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

- 第11条 修士課程及び前期課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 博士課程の標準修業年限は5年とする。ただし、医学を履修する博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 3 専門職学位課程の標準修業年限は,2年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。ただし、第35条に規定する 長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間については、別に定める。

第6章 入学,再入学,転入学,留学,転専攻,休学,転学,退学及び除籍 (入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(修士課程, 前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

- 第14条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了 したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教 育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について,当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において,修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により,学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度に

おいて位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所 定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者

- (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた 者で、22歳に達したもの

(後期課程の入学資格)

- 第15条 後期課程に進学又は入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 修士の学位又は専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校,第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し,大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し,修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学系研究科博士課程の入学資格)

- 第16条 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学の医学, 歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について,当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において,修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及

び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により, 学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むもの に限る。)を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認めた者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する 課程を卒業した者と同等以上の学力があると研究科において認めた者で、24歳に達したもの (入学志願の手続)
- 第17条 入学志願者は、所定の手続きにより、願い出なければならない。 (入学者の選考)
- 第18条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、学長が合格者を決定する。
- 2 学長は、前項の決定を行うに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。 (入学手続及び入学の許可)
- 第19条 前条の選考に合格した者は、指定の期日までに、入学の手続をしなければならない。
- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。 (再入学)
- 第20条 本学大学院を退学した者が再入学を願い出たときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に再入学を許可することがある。
- 2 学長は、前項により再入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。 (編入学)
- 第21条 他の大学の大学院を退学した者から本学大学院に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することがある。
- 2 学長は、前項により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。 (転入学)
- 第22条 他の大学の大学院から本学大学院に転入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより 選考の上、学長は相当年次に転入学を許可することがある。
- 2 学長は、前項により転入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。 (留学)
- 第23条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けて、留学することができる。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は,第 11 条に規定する標準修業年限及び第 12 条に規定する在学期間 に算入する。

(転専攻)

第24条 研究科内の他の専攻に転専攻を志願する者については、別に定めるところにより、学長が許可することがある。

(休学)

第25条 疾病その他の事由により、引き続き2か月以上修学できない者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合には、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学期間は、1年(医学系研究科の博士課程にあっては2年)を超えることができない。ただし、 特別の事情がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。
- 3 疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずる ことができる。
- 4 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。
- 5 休学期間は、通算して2年(医学系研究科の博士課程及び後期課程にあっては、通算して3年)を超えることができない。
- 6 休学期間は,第11条に規定する標準修業年限及び第12条に規定する在学期間に算入しない。 (転学)
- 第26条 他の大学院に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。 (願い出による退学)
- 第27条 退学しようとする者は、その理由を具し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。 (除籍)
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。
  - (1) 第12条に規定する在学期間を超えた者
  - (2) 第25条第2項に規定する休学期間を経過しても、なお修学できない者
  - (3) 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を指定の期日までに納付しない者
  - (4) 授業料を期日までに納付せず、督促を受けても納付しない者
  - (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 長期欠席その他の理由により、成業の見込みがない者は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が除籍 する。
- 3 学長は、前項の規定により除籍するに当たり当該研究科の教授会の意見を求めることができる。 第7章 教育課程

(教育課程の編成)

- 第29条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)に、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科に、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たって、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させると ともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 (授業及び研究指導)
- 第29条の2 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 前項の授業科目の内容,単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。
- 3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専門分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。
- 4 前項の授業科目の内容,単位数及び履修方法は,別に定める。

(授業を行う学生数)

- 第29条の3 本学大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備 その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。 (併用により行う授業科目の単位の計算基準)
- 第29条の4 本学大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、大学院設置基準第15条に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示等)

- 第29条の5 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 4 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、 客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に したがって適切に行うものとする。
- 5 学長は,第2項及び前項に規定する基準を定めるに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。 (履修科目の登録の上限)
- 第29条の6 本学大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は 1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第29条の7 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)は、当該研究科の授業 及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科は、当該研究科の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

- 第30条 一の授業科目を履修し、その試験及び研究報告等の審査に合格した者に所定の単位を与えるものとする。
- 2 授業科目の成績の標語については、別に定める。

(教育方法の特例)

- 第31条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。)において,教育上特別の必要があると認められる場合には,夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 2 教職大学院及び国際地域マネジメント研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、 夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 (他の大学院における授業科目の履修等)

- 第32条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。) が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)の大学院において履修した授業 科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 3 教職大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院の課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 5 国際地域マネジメント研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学(外国の大学を含む。)の 大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める30単位以上の単位数 の2分の1を超えない範囲で、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したも のとみなすことができる。
- 6 前項の規定は、学生が、第23条の規定により留学する場合、休学期間中に外国の大学院において授業科目を履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

- 第33条 本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この条において同じ。) が教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、本学大学院において受けた研究指導とみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、第23条の規定により学生が留学する場合に準用する。
- 4 本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院の他の研究科(専攻)において必要な研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受ける期間は、第1項の規定を準用する。 (入学前の既修得単位等の認定)

- 第34条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により、本学大学院(教職大学院及び国際地域マネジメント研究科を除く。以下この項において同じ。)における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、第32条第3項及び第4項の規定により教職大学院において修得したものとみなす単位数及び第38条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて22単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により、国際地域マネジメント研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、国際地域マネジメント研究科において修得した単位以外のものについては、第32条第5項及び第6項の規定により国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第35条 本学大学院は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間に わたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履 修を認めることができる。

(教育課程の編成及び関連事項の制定について)

- 第35条の2 学長は、教育課程を編成するとともに、教育課程の実施について必要な事項を定める。
- 2 学長は、前項により教育課程を編成し及び教育課程の実施について必要な事項を定めるに当たり当該研 究科の教授会の意見を聴くものとする。

第8章 課程の修了及び学位の授与

(修士課程及び前期課程の修了要件)

- 第36条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科の定めるところにより 30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該課程の行う修士 論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものについては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (後期課程の修了要件)
- 第37条 後期課程の修了要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、修士課程又は前期課程において、優れた業績を上げ、2年未満の在学期間をもって当該課程を修了した者にあっては、3年から当該課程における在学期間を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(医学系研究科の博士課程の修了要件)

第38条 医学系研究科の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について 30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること とする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在 学すれば足りるものとする。

(教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件)

- 第38条の2 教職大学院の専門職学位課程(教職大学院の課程)の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、 45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的と して小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。
- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の 経験を有する者について、10単位を超えない範囲で前項に規定する実習により修得する単位の全部又は 一部を免除することができる。

(教職大学院における在学期間の短縮)

第38条の3 教職大学院は、第34条第1項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教職大学院に係る連携協力校)

第38条の4 教職大学院は, 第38条の2第1項に規定する実習その他の教育上の目的を達成するために 必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

(国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了要件)

第38条の5 国際地域マネジメント研究科の専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(国際地域マネジメント研究科における在学期間の短縮)

第38条の6 国際地域マネジメント研究科は、第34条第4項の規定により国際地域マネジメント研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を国際地域マネジメント研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により国際地域マネジメント研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で国際地域マネジメント研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、国際地域マネジメント研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

- 第39条 学長は、本学大学院の課程の修了を認定した者に対して、修士、博士、修士(専門職)又は教職 修士(専門職)の学位を授与する。
- 2 学長は、前項の規定により学位を授与するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院の専攻において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表3のと おりとする。

第10章 検定料,入学料,授業料及び寄宿料

(検定料,入学料,授業料及び寄宿料)

- 第41条 検定料,入学料,授業料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人福井大学における授業料 その他の費用に関する規程(平成16年福大規程第26号)の定めるところによる。
- 第42条 入学料,授業料及び寄宿料等については、本学学則第66条から第73条までの規定を準用する。 この場合において、「第62条第4号及び第5号による除籍」とあるのは、「第28条第4号及び第5号 による除籍」と読み替えるものとする。

第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第43条 表彰及び懲戒については、本学学則第63条及び第64条の規定を準用する。この場合において、「学部長」とあるのは、「研究科長」に、「当該学部の教授会」とあるのは、「当該研究科の教授会」と読み替えるものとする。

第12章 研究生,科目等履修生,特別聴講学生,特別研究学生及び特別の課程 (研究生等)

第44条 研究生,科目等履修生及び特別聴講学生については、本学学則第74条から第76条までの規定を 準用する。この場合において、「当該学部の教授会」とあるのは、「当該研究科の教授会」と読み替え るものとする。

(特別研究学生)

- 第45条 他の大学(外国の大学を含む。)の大学院等の学生で、本学大学院において、研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、学長が特別研究学生として入学を許可することがある。
- 2 学長は、前項の規定により入学を許可するに当たり当該研究科の教授会の意見を聴くものとする。
- 3 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第46条 学長は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第47条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考 の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関し必要な事項については、別に定める。

第14章 雑則

(雑則)

第48条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生(平成16年4月1日入学者を除く。)は、当該学生が在学していた福井大学又は福井医科大学の大学院の課程を修了するために必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、本学はそのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 国立学校設置法 (昭和 24 年法律第 150 号) の廃止に伴い本学大学院に在学することとなった学生 (平成 16 年 4 月 1 日入学者) は、この学則により入学したものとする。
- 4 この学則第5条の別表2中,次に掲げる専攻、小計、計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	収容定員
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	52
		電気・電子工学専攻	42
		情報・メディア工学専攻	48
		建築建設工学専攻	46
		物理工学専攻	30
		原子力・エネルギー安全工学専攻	27
		小 計	461
	計		551
合 計			829

附 則 (平成18年3月30日福大学則第2号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の福井大学大学院学則第5条別表2の表中,工学研究科博士後期課程の各専攻, 小計,計及び合計欄の収容定員は、同条の規定にかかわらず,平成18年度及び平成19年度は、次のと おりとする。

研究科	課程	専 攻	収 容	定員
			平成 18 年度	平成 19 年度
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	20	19
		システム設計工学専攻	23	22
		ファイバーアメニティ工学専攻	45	45
		原子力・エネルギー安全工学専攻	12	24
		小計	100	110
	計		578	588
合 計			856	866

附 則(平成18年7月5日福大学則第4号)

この学則は、平成18年7月5日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年12月6日福大学則第6号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日福大学則第3号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日福大学則第2号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学大学院学則(以下「新学則」という。)第14条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 3 平成 20 年 3 月 31 日における教育学研究科障害児教育専攻並びに医学系研究科形態系専攻, 生理系専攻, 生化系専攻及び生態系専攻は, 新学則別表 1 の規定にかかわらず, 平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者及び平成 20 年 4 月 1 日以後に当該専攻に転入学, 編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間, 存続するものとする。
- 4 新学則別表2の表中,次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 20 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	28
		障害児教育専攻	8
		教科教育専攻	68
		小 計	104
	教職大学院の課程	教職開発専攻	30

5 新学則別表 2 の表中, 次に掲げる専攻の収容定員は, 同表の規定にかかわらず, 平成 20 年度から平成 22 年度までは, 次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
医学系研	博士課程	形態系専攻	21	14	7
究科		生理系専攻	27	18	9
		生化系専攻	27	18	9
		生態系専攻	15	10	5
		医科学専攻	5	10	15
		先端応用医学専攻	25	50	75

6 平成20年3月31日以前に教育学研究科学校教育専攻及び障害児教育専攻に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学,編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は,新学則別表3の規定にかかわらず,なお従前の例による。

附 則(平成22年10月6日福大学則第3号)

この学則は、平成22年10月6日から施行し、改正後の福井大学大学院学則の規定は、平成22年7月15日から適用する。

附 則(平成24年6月12日福大学則第2号)

この学則は、平成24年6月12日から施行する。

附 則(平成24年10月3日福大学則第5号)

この学則は、平成24年10月3日から施行する。

附 則(平成25年2月20日福大学則第2号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前に工学研究科後期課程に入学した者の修了要件は、改正後の福井大学大学院学 則(以下「新学則」という。) 第 37 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年3月31日における医学系研究科博士課程医科学専攻及び先端応用医学専攻並びに工学研究科 前期課程ファイバーアメニティ工学専攻並びに後期課程全専攻は,新学則別表1の規定にかかわらず, 平成25年3月31日に当該専攻に在学する者及び平成25年4月1日以後に当該専攻に転入学,編入学又 は再入学する者が在学しなくなる日までの間,存続するものとする。
- 4 新学則別表2の表中,次に掲げる専攻,小計及び計欄の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までは、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医学系研究科	博士課程	医科学専攻	15	10	5
		先端応用医学専攻	75	50	25
		統合先進医学専攻	25	50	75
		小 計	115	110	105
		計	139	134	129

5 新学則別表 2 の表中, 次に掲げる専攻及び小計欄の収容定員は, 同表の規定にかかわらず, 平成 25 年度は次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 25 年度
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	57
		電気・電子工学専攻	50
		情報・メディア工学専攻	54
		建築建設工学専攻	50
		物理工学専攻	32

ファイバーアメニティ工学専攻	36
繊維先端工学専攻	15
小 計	492

6 新学則別表 2 の表中, 次に掲げる専攻, 小計, 計及び合計欄の収容定員は, 同表の規定にかかわらず, 平成 25 年度から平成 27 年度までは, 次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年
工学研究科	後期課程	物質工学専攻	12	6	_
		システム設計工学専攻	14	7	_
		ファイバーアメニティ工学専攻	30	15	-
		原子力・エネルギー安全工学専攻	24	12	-
		総合創成工学専攻	22	44	66
		小 計	102	84	66
		計	594	590	572
合 計			867	858	835

7 平成25年3月31日以前に工学研究科前期課程ファイバーアメニティ工学専攻に入学した者(以下「在学者」という。)及び平成25年4月1日以後に在学者の属する年次に転入学,編入学又は再入学する者に係る教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月23日福大学則第2号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日福大学則第2号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日福大学則第2号)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日における教育学研究科教科教育専攻は、改正後の福井大学大学院学則(以下「新学則」という。)別表1の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻に在学する者及び平成28年4月1日以降に当該専攻に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 新学則別表2の表中,次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 28 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	42

	教科教育専攻	25
	小計	67
教職大学院の課程	教職開発専攻	67

4 平成28年3月31日以前に教育学研究科学校教育専攻、教科教育専攻に入学した者及び工学研究科物理工学専攻に入学した者(以下「在学者」という。)並びに平成28年4月1日以降に在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、新学則別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月7日福大学則第3号)

この学則は、平成28年6月7日から施行する。

附 則(平成29年1月1日福大学則第2号)

この学則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月13日福大学則第4号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月20日福大学則第6号)

この学則は, 平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年2月21日福大学則第2号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福井大学大学院学則(以下「新学則」という。)の施行前に教育学研究科教職開発専攻に在学していた学生は、この規程の施行に伴い、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学させるものとする。
- 3 前項に基づき福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科に在学することとなった 学生は、当該学生が在学していた教育学研究科教職開発専攻を修了するために必要であった教育課程の 履修を福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科において行うものとする。
- 4 新学則別表2の表中,次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成30年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	平成 30 年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	57
福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連 合教職開発研究科	教職大学院の課程	教職開発専攻	77

附 則 (年 月 日福大学則第 号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日における教育学研究科及び工学研究科各専攻(以下この項において「旧研究科等」という。)は、改正後の福井大学大学院学則(以下「新学則」という。)別表1の規定にかかわらず、令和2年3月31日に旧研究科等に在学する者及び令和2年4月1日以降に旧研究科等に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新学則別表2の表中、次に掲げる専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和2年度は、次のとおりとする。

研究科	課程	専 攻	令和2年度
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	27
		計	27
福井大学・奈良女子大	専門職学位課程(教職大	教職開発専攻	100
学・岐阜聖徳学園大学連 合教職開発研究科	学院の課程)	計	100
工学研究科	前期課程	機械工学専攻	32
		電気・電子工学専攻	30
		情報・メディア工学専攻	31
		建築建設工学専攻	28
		材料開発工学専攻	24
		生物応用化学専攻	21
		物理工学専攻	18
		知能システム工学専攻	27
		繊維先端工学専攻	15
		原子力・エネルギー安全工学専 攻	27
		産業創成工学専攻	85
		安全社会基盤工学専攻	84
		知識社会基礎工学専攻	84
		計	506
国際地域マネジメント研究	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻	7
科		計	7

## 別表1 (第4条関係)

研究科	(課程)	専 攻
福井大学・奈良女子大		教職開発専攻
学·岐阜聖徳学園大学連 合教職開発研究科	学院の課程)	
医学系研究科	修士課程	看護学専攻
	博士課程	統合先進医学専攻

工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻
		安全社会基盤工学専攻
		知識社会基礎工学専攻
	後期課程	総合創成工学専攻
国際地域マネジメント研 究科	専門職学位課程	国際地域マネジメント専攻

# 別表2 (第4条関係)

研究科	課程	専 攻	入学定員	収容定員
福井大学・奈良女子 大学・岐阜聖徳学園		教職開発専攻	60	120
大学連合教職開発研				
究科		計	60	120
医学系研究科	修士課程	看護学専攻	12	24
	博士課程	統合先進医学専攻	25	100
	計		37	124
工学研究科	前期課程	産業創成工学専攻	85	170
		安全社会基盤工学専攻	84	168
		知識社会基礎工学専攻	84	168
		小 計	253	506
	後期課程	総合創成工学専攻	22	66
	計		275	572
国際地域マネジメン	専門職学位課	国際地域マネジメント専攻	7	14
卜研究科	程			
計		7	14	
合 計			379	830

## 別表3 (第40条関係)

研究科	専 攻	教員の免許状の種類	免許教科
福井大	教職開発専攻	小学校教諭専修免許状	
学・奈良		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽,
女子大			美術,保健体育,保健,技術,家
学•岐阜			庭,英語
聖徳学園		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理

大学連合 教職開発			科,音楽,美術,工芸,書道,保健体育,保健,家庭,工業,英語
研究科		特別支援学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
	産業創成工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
科	安全社会基盤工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	知識社会基礎工学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科,工業

## 福井大学大学院工学研究科教授会規程

(平成28年4月1日 福大院工規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、福井大学教授会規則(平成27年規則第3号,以下「教授会規則」という。)第10条の規定に基づき、福井大学 大学院工学研究科(以下「本研究科」という。)に置く教授会(以下「教授会」という。)の議事及び運営に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(組織)

- **第2条** 教授会は、工学研究科長(以下「研究科長」という。)及び本研究科の研究科担当教員をもって構成する。ただし、附属国際原子力工学研究所にあっては工学研究科長の指名する教員に限る。
- 2 教授会には、学長の了承を得て、前項に規定する教員以外の教授を加えることができる。

(任務)

- **第3条** 教授会は、学長が教授会規則第4条第1項第1号から第6号に掲げる事項(教育に関する事項に限る。)について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 2 教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 自己評価(教育に関する事項に限る。)に関する事項
- (2) その他教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴いて学長が定める事項
- 3 教授会は、研究科長がつかさどる次の事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 本研究科の教育に係わる要請に関する事項
- (2) 研究科長適任候補者の推薦に関する事項
- (3) その他研究科長が定める事項

(会議の主宰及び議長)

- 第4条 研究科長は、教授会を主宰し、その議長となる。
- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した副研究科長が、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 教授会は定例教授会及び臨時教授会とする。
- 2 定例教授会は、原則として毎月第2金曜日に招集する。
- 3 臨時教授会は、研究科長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員(研究科長を除く。)の5分の1以上の者から議題を付し、 文書にて要請があったとき招集する。

(会議の成立等)

- 第6条 教授会は、当該教授会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であってその定める割合以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員の数から除くものとする。
- (1) 休暇中の者
- (2) 長期欠務の者(1か月以上をいう。)
- (3) 副学長、学長補佐、及び学内教育研究施設等の長の職にある者が、その職務として全国又はブロック等の会議出席で出張する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、教授会規則第4条第1項第2号に関する事項を審議する場合は、福井大学学位規程(平成16年福 大規程第30号)の定めるところによる。
- 3 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、教授会規則第4条第1項第2号及び教授会が特に重要と認めた事項については、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。 (代議員会)
- 第7条 教授会は、教授会規則第8条に基づき代議員会を置く。
- 2 教授会は、第3条に規定する事項のうち、一部の事項を代議員会に付託し、議決させることができる。
- 3 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

**第8条** 議長は、必要があると認めたときは、教授会規則第9条に基づき、教授会の儀を経て構成員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(議事及び運営等)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営等については、教授会が定める。

(事務)

第10条 教授会に関する事務は、総務部工学部運営管理課において処理する。

(規程の改廃等)

- 第11条 この規程の改廃については、構成員の3分の2以上の出席により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 教授会がこの規程の改廃、第3条第3項に規定する事項について定めたときは、学長に報告しなければならない。

附即

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 福井大学大学院工学研究科教授会規程(平成16年4月1日福大工規程第2号)は廃止する。

附 則 (平成28年6月10日福大院工規程第2号)

この規程は、平成28年6月10日から施行する。

附 則(平成29年6月9日福大院工規程第68号)

この規程は、平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月30日福大規程第65号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。